

平成27年8月26日
改定 平成28年7月14日
改定 平成31年2月12日

い かた
**伊方地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
伊方地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. 伊方地域^{いかた}の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.25
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.37
6. 予防避難エリアにおける対応	P.46
7. UPZ内における対応	P.117
8. 冷却告示の対象である1号機に係る対応	P.141
9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.145
10. 緊急時モニタリングの実施体制	P.157
11. 原子力災害時の医療の実施体制	P.168
12. 国の実動組織の支援体制	P.178

1. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方^{いかた}地域原子力防災協議会において、四国電力(株)伊方^{いかた}発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{い かた}伊方地域の概要

- 伊方^{いかた}発電所は、四国電力(株)が愛媛県^{にしようわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}に設置している原子力発電所である。
- 伊方^{いかた}発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機は平成28年5月、2号機は平成30年5月をもって廃止となった。

四国電力(株)伊方^{いかた}発電所について

(1) 所在地 愛媛県^{にしようわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}

(2) 概要

- 1号機 : 56.6万kW・PWR
- 2号機 : 56.6万kW・PWR
- 3号機 : 89万kW・PWR

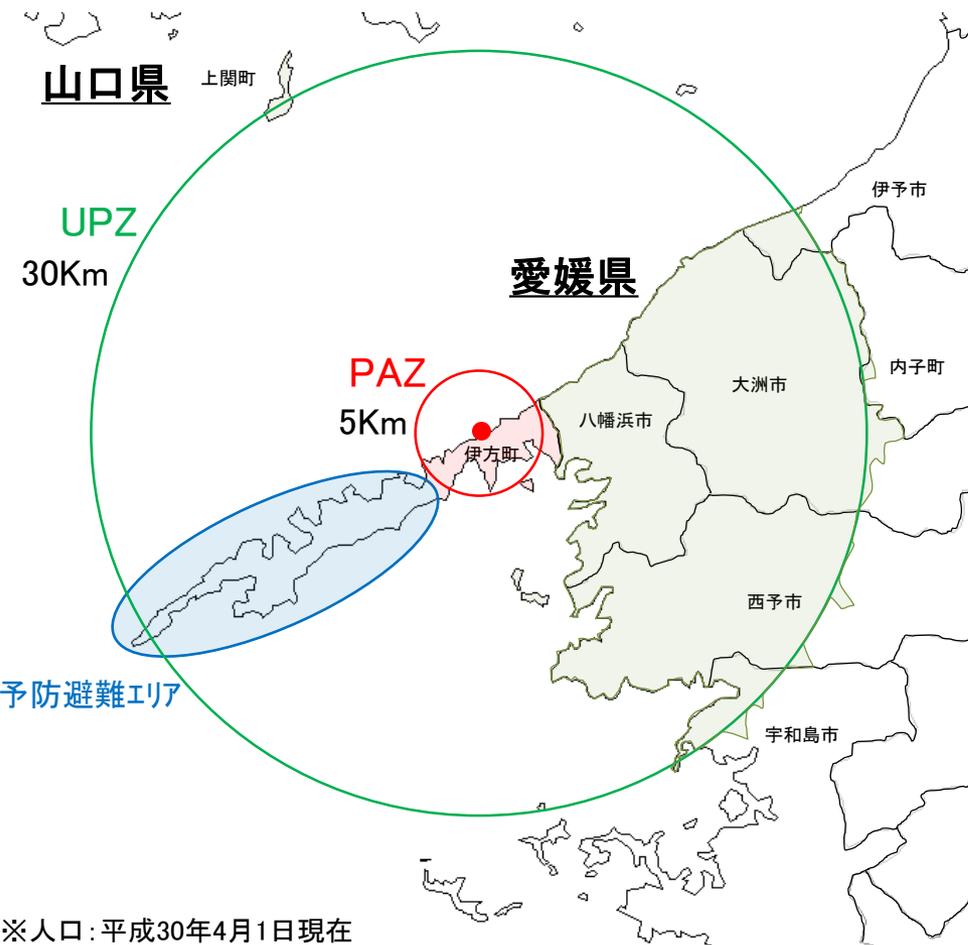
(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成31年2月現在)

- 1号機 : 昭和48年 6月／昭和52年 9月／ 41年 (平成28年5月をもって廃止)
- 2号機 : 昭和53年 2月／昭和57年 3月／ 36年 (平成30年5月をもって廃止)
- 3号機 : 昭和61年11月／平成 6年12月／ 24年



原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は伊方町、UPZ内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリア(PAZ以西の佐田岬半島地域)の住民4,428人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZに準じた避難等の防護措置を準備することとしている。
- 冷却告示を受けた1号機に係る原子力災害対策重点区域については、P142参照。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:5,118人*

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、上関町(山口県)) 住民数:112,310人*

<PAZ以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域):

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:4,428人*

※人口:平成30年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は5,118人、UPZ内人口は112,310人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で117,428人。

関係市町名		PAZ内		UPZ内				合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)					
				予防避難エリア <small>さだみさき</small> (PAZ以西の佐田岬半島地域)					
愛媛県	いかたちょう 伊方町	5,118人	2,385世帯	4,428人	2,269世帯	4,428人	2,269世帯	9,546人	4,654世帯
	やわたはまし 八幡浜市			34,137人	16,163世帯			34,137人	16,163世帯
	おおずし 大洲市			40,844人	18,601世帯			40,844人	18,601世帯
	せいよし 西予市			27,941人	13,100世帯			27,941人	13,100世帯
	うわじまし 宇和島市			4,110人	1,580世帯			4,110人	1,580世帯
	いよし 伊予市			699人	302世帯			699人	302世帯
	うちこちょう 内子町			127人	53世帯			127人	53世帯
小計		5,118人	2,385世帯	112,286人	52,068世帯	4,428人	2,269世帯	117,404人	54,453世帯
山口県	かみのせきちょう 上関町			24人	20世帯			24人	20世帯
小計				24人	20世帯			24人	20世帯
合計		5,118人	2,385世帯	112,310人	52,088世帯	4,428人	2,269世帯	117,428人	54,473世帯

※人口:平成30年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、伊方町全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に461事業所、約3,700人がPAZ内及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
いかたちょう 伊方町	1,617人	876人	741人

※平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

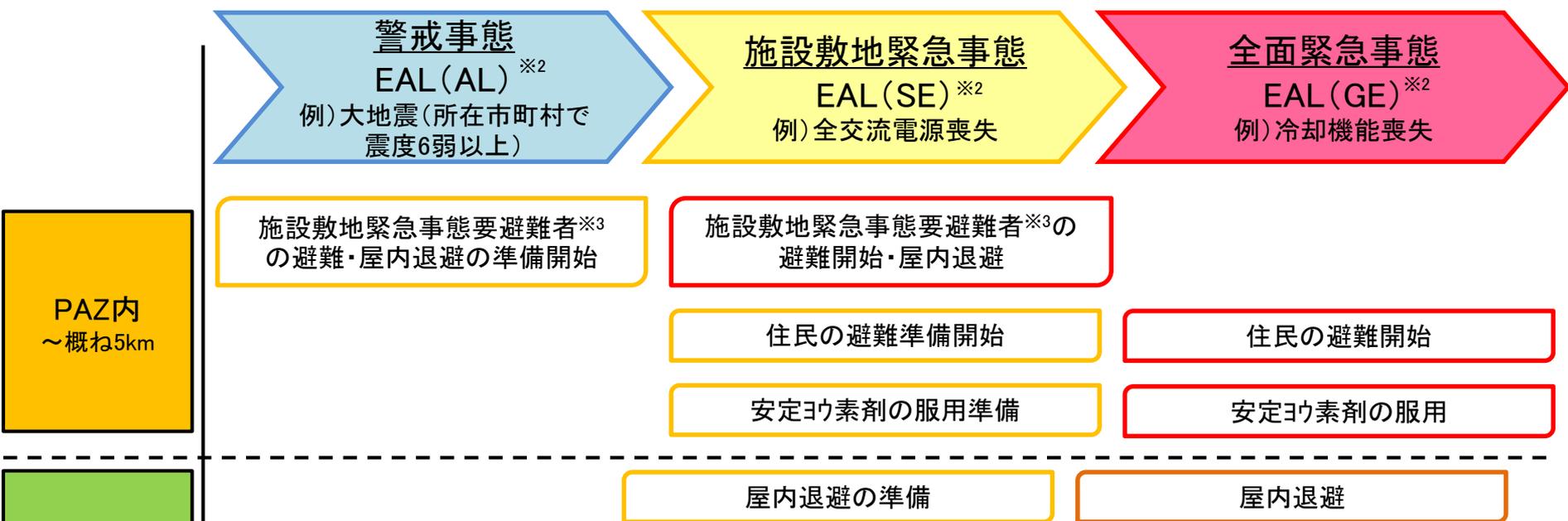
PAZ内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
いかた 伊方地域	246	2,650人
せと 瀬戸地域	86	505人
みさき 三崎地域	129	525人
合 計	461	3,680人

※総務省・経済産業省『平成28年経済センサス－活動調査』を基に集計

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL ※1)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

UPZ内
概ね5km～30km
※4

UPZ外
概ね30km～
※5

※1 EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。

※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

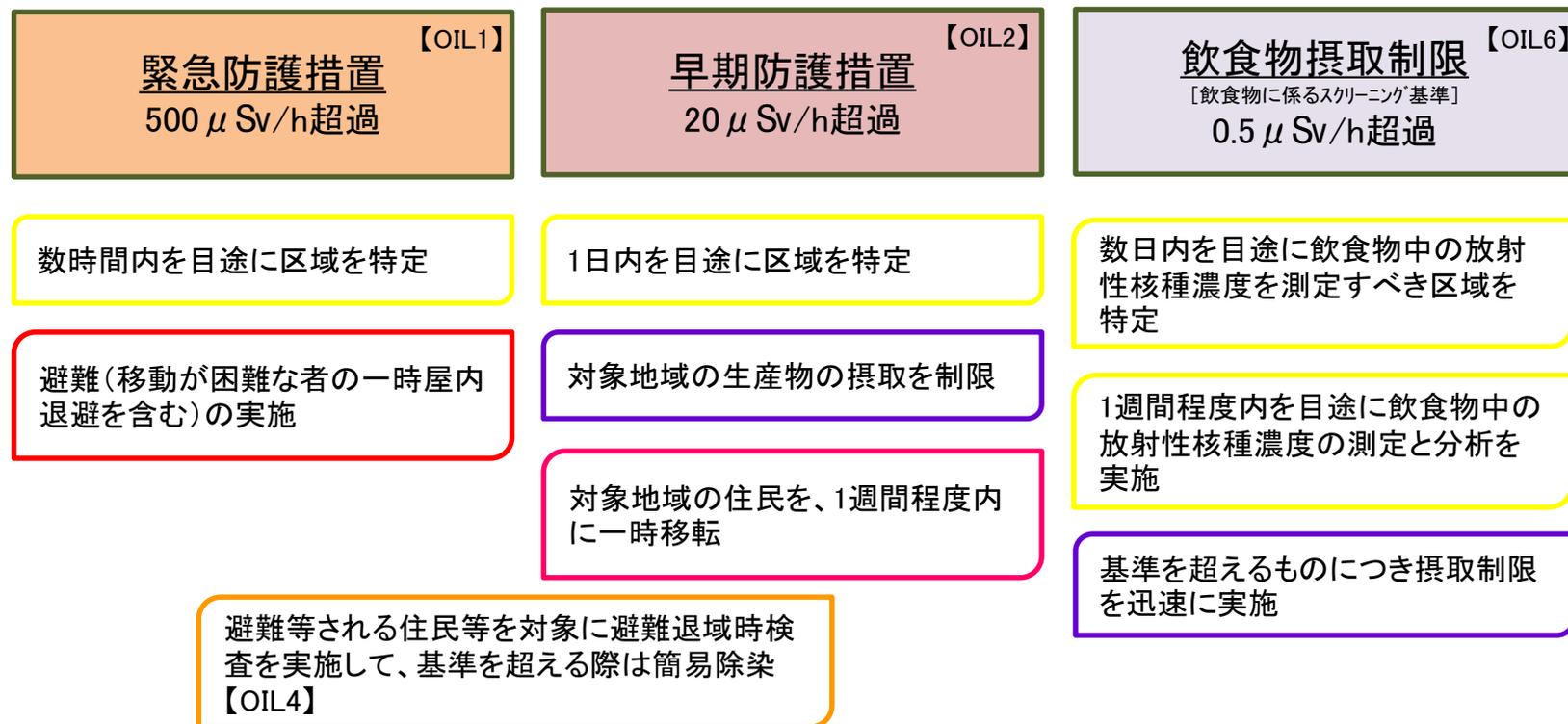
※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

※4 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
なお、伊方町いかたちょうの予防避難エリアについては、PAZに準じた避難等の防護措置を実施。

※5 UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ内
概ね5km～
30km

UPZ外
概ね30km～

UPZ内と同じ

(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

- ▶ 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部(伊方町:災害対策本部)を設置し、山口県及び上関町は警戒態勢をとる。
- ▶ 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- ▶ 全面緊急事態で、山口県及び上関町は、災害対策本部を設置。
- ▶ 関係市町の災害警戒本部(伊方町:災害対策本部)等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内及び予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



- いかにちよう
- 伊方町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、愛媛県オファサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
 - 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
 - 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オファサイトセンター等へ派遣。
 - 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

